ＪＣＡ内部通報制度

内部通報制度について
当社では、法令違反、社内規程違反、人権侵害及び社会通念に反する行為等を早期に発見し、不祥事を未然に防ぐとともに必要な改善を図り、経営の健全化を高めることを目的として内部通報制度を設けています。

本制度の体制・運用については「内部通報制度運用規定」に基づき内部通報窓口を設置しています。

本制度の運用においては、通報された情報を取り扱う担当者を指定・限定するなど取扱いに注意し、通報を行ったことを理由として通報者に不利益が生じないよう通報者の保護を徹底しています。

通報を行った事実を含め、通報者に関する情報は、事実関係の調査及び通報者への状況報告以外の目的に利用せず厳重に管理しています。

通報を受付けた際は迅速に対応し、通報者の保護を徹底しながら事実関係を調査します。
法令違反行為等が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止策を講じています。

【通報窓口・相談方法】
管理部　電話、メール、郵便または面談
（jcainfo@nzkjca.co.jp）